

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第 卷九十二第

行發日一月一十年四和昭

論 叢

營業税に於ける累進課税

法學博士

神戸 正雄

平均生産力説について

文學博士

高田 保馬

我國に於ける生命保険業の首唱と先驅

文學博士

三浦 周行

經濟靜學と經濟動學

文學博士

米田庄太郎

說 苑

北米合衆國の農業問題

經濟學士

八木芳之助

景氣變動と日本資本主義の成立

經濟學士

谷口 吉彦

明治政府の貸附金

經濟學士

吉川 秀造

雜 錄

漁業についての一管見

法學博士

財部 靜治

徳川時代の商人カルテル

經濟學士

菅野和太郎

獨逸信用組合の近狀

經濟學士

楠見 一正

禁漁制度に就て

經濟學士

岡本 清造

新地租法案の税率

經濟學博士

沙見 三郎

近著外國經濟雜誌主要論題

新地租法案の税率

沙見三郎

一

國稅地租は、恰も英國の所得稅の如く、我國財政の玉手箱と稱せらるゝ程重要な財源であつたが、時代の推移と共に漸く其の伸縮性を失ひ、所得稅、酒稅、關稅、煙草專賣等に其の地位を譲らざるを得なくなつたのである。從て此の國稅地租なる古き寶に如何にして新しき酒を盛るかど、現在我國の財政家に課せられたる重大なる宿題であつた。田中前内閣は國稅地租を市町村に委讓し、市町村をして土地の賃賃價格を調査せしめ、之を課稅標準として市町村地租を賦課徵收せしめんとしたのである。濱口現内閣は國稅地租を其のままに維持し、唯其内容に根本的改革を加へ、地價の代りに賃賃價格を以て課稅標準に定めんとするのである。

新聞紙に傳へられてゐる所によれば、地租法案の内容として、濱口内閣は次の如き規定を設けんとする。

一、地租條例の代りとして新たに設ける法律の名稱は地租法とす

一、新法にありては地租の課稅標準を賃賃價格とす

一、税率は一本とし賃賃價格の百分の四・五とす

一、賃賃價格二百圓未滿に對しては免稅す

一、新法により負擔を激増するものについては緩和規定を設く

一、耕地整理の助成および荒蕪地の免租規定などは大體現行法通りとす

一、土地の賃賃價格は十ヶ年目毎に更新す

一、實施は昭和五年四月一日よりとす

右の新地租法案については論すべき點が少なからず存してゐるが、茲には専ら問題を新地租法案の税率に限り考察を進める。

二

明治四十三年法律第二號に於て、地租の稅率は次の如くに定められてゐる。

宅 地……地價百分の二ヶ半
 田 畑……地價百分の四ヶ七
 其他の土地……地價百分の五ヶ半

但し田畑の稅率は大正三年三月以來、地價百分の四ヶ五に下げられ、更に其後、地價二百圓以下の自作農には地租を免除する規定も設けられてゐるのである。

然るに今回の新地租法案は、課稅標準を地價より賃賃價格に改め、同時に宅地田畑を問はず、凡て百分の四ヶ五なる單一稅率を以て課稅する事となつてゐる。

新地租法案が土地の經濟能力を反影する賃賃價格を課稅標準とする以上は、其稅率は宅地と田畑との間に區別をしてはならないのが原則である。唯問題は、從來、地價による差別課稅を採用してゐたのに拘らず、之々賃賃價格による單一課稅に變更する事が國稅地租の負擔の上に於て如何なる變動を與ふるやの點に存してゐる。

地價は其の始めて調査せられし當時、又はしばしば修正せられた當時に於ては極めて適切なるものであつたが、それが時を経ると共に漸次其の性質を失ひ、遂に地租をして時代錯誤の租稅たらしむるに至つたのである。最近に於ける注目すべき地價の修正としては、明治四十三年に於ける宅地價の修正を擧げる事が出来る。故に明治四十三年に可なり調和がとれてゐた地價と地租と賃賃價格とが現代に至り如何なる開きを示すに至つたかを研究すれば、本問題の解決に資する所が大である。

三

本誌前號に於て、主稅局統計年報書に現はれたる地價と賃賃價格との關係を見たのである。全國各府縣の中等地につき賃賃價格を地價にて除して得たる百分比につき算術平均を求めると、明治四十四年と昭和二年とにつき次の數字を得るのである。

故に此等の數字の逆數計算を採用すると、地價を賃貸價格にて除して得たる數字の調和平均を算定する事が出来る。次の如くである。

	明治四十四年	昭和二年
田畑	四五・一%	八八・一%
畑	四八・一	七六・七
宅地	一八・四	七〇・三
	明治四十四年	昭和二年
田畑	二・二一七三	一・一三五一
畑	二・〇七九	一・一五三四
宅地	五・四三三八	一・四二二五

明治四十四年には田畑に地價百分の四ヶ七、宅地に地價百分の二ヶ半を課してゐたのであるが、昭和二年に於て田畑に地價百分の四ヶ半、宅地に地價百分の二ヶ半を課する事となつた。其結果、賃貸價格に對する地租の負擔割合は明治四十四年と昭和二年とに於て次の數字を示す事となるのである。

賃貸價格を標準として、昭和二年の地租負擔率を明治四十四年の其れに比すれば、田畑に於ては約半減し、宅地の地租負擔は約四分の一となつてゐるわけである。而して明治四十四年に於ては宅地の地租負擔が重く、昭和二年に於ては田畑の方が負擔が大となつてゐる。

要するに、明治四十四年と昭和二年との數字を比較すれば、次の結論を得る事が出来るのである。明治四十四年に於ても昭和二年に於ても地價は釘付けであつたに拘らず、賃貸價格に至つては過去二十年間に可なり騰貴を遂げたのである。而も賃貸價格の騰貴の程度は、宅地に於けるよりも田畑に於て著るしかつたのである。其結果、明治四十四年には宅地が田畑よりも地租を重く負擔したのが、昭和二年に於ては逆に田畑の方が宅地よりも重く負擔する事となつたのである。

四

假に前項の數字を正しとする。果して然りとせば、

	明治四十四年	昭和二年
田畑	一・〇・四二%	五・一一%
畑	九・七七	五・一九
宅地	一三・五九	三・五六

新地租法案が賃賃價格の百分の四・五を課稅する事により、從來は賃賃價格の百分の五・一乃至五・一九を負擔せし田畑が地租の負擔を約一割輕減せられ、更に從來は賃賃價格の百分の三・五六を負擔せし宅地が地租の負擔を約二割増加する事となるのである。新地租法案の採用は賃賃價格本位の公平なる改正であるが、當事者にとつては利害關係の密接なるものありと云はねばならぬ。勿論此等の統計數字は中等地の價格を標準として得たる調和平均であるから、これ以上に負擔の激變する土地の存する事は免れ難いのである。新地租法案は負擔の激減の場合を其のまゝにしてゐるが、激増の場合には緩和規程を設くる事となつてゐるのである。

新地租法案により、國稅地租は面目を一新し、將に化石せんとするの狀態より脱して、新しき生命を得る事であらう。然れども土地の賃賃價格を新たに調査した所でこれをそのまま据え置けば、再び化石の歴史を繰返すに過ぎない。故に國稅地租に伸縮性を與へる事

によつて永久に新生命あらしめんが爲めに、私は五年目毎に土地の賃賃價格の修正を行ふべき事を主張したのであつた。然るに新地租法案に於ては十年目毎の更新となつてゐるから、私の主張とは少しく距離があるが、かの地價が永久に据置ききの形となつてゐる現行地租に比較すれば、一日の長を示すものと云はねばならぬ。

國稅地租の課稅標準及び稅率に變化あらば、直ちに國稅地租に附加する府縣稅及び市町村稅にも影響し、其の結果は制限外課稅の問題にも波及してくるのである。其他新地租法案には之を免稅點の問題、地押調査の問題等に關聯せしむる事によつて種々の考察を必要とするのである。茲には専ら新地租法案の眼目たる稅率の問題を土地賃賃價格に關聯せしめて研究を進めたのである。